

# 関西棋院院生規定

## (目的)

- 第1条 関西棋院棋士を志す青少年に対し、専門的な囲碁指導を行うことを目的とする院生制度を設ける。
- 第2条 院生は囲碁の修練及び棋士としての必要な教養の勉強に努める。

## (運営)

- 第3条 この制度は関西棋院におく。
- 第4条 この制度に対する総括的な事務は、総務担当理事が掌握する。

## (院生師範)

- 第5条 この制度に院生師範若干名をおく。
- 第6条 院生師範は院生の指導に当たる。
- 第7条 院生師範は審査会が関西棋院棋士の中から委嘱する。
- 第8条 院生師範の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第9条 院生師範の手当は、別途定める。

## (院生の採用)

- 第10条 院生は将来関西棋院棋士になることを志望し、院生師範とこども囲碁道場講師または本院所属の棋士の推薦により採用する。  
志願者はマイナンバーカードのコピーかマイナンバーと身分証明書のコピー、または在留カード、特別永住者証明書のコピーを提出しなければならない。  
外国籍院生については別途定める。(付則1)
- 第11条 院生を志願する者は所定の願書に記入し、関西棋院に提出しなくてはならない。
- 第12条 院生を志願する者は原則として男女共に棋力10級以上を目安とし、院生師範による棋力審査の上、院生手合8局の成績(打ち分け以上)によって採用する。  
但し、関西棋院こども囲碁道場高等部に所属し、規定の級に達した場合と、特段の実績が認められ院生師範2名以上の推薦があれば試験を必要としない。
- 第13条 院生採用試験を再度受験する場合、6か月の期間を空けなければならない。
- 第14条 院生を志願する者は志願者本人の身上に関する一切の責任を負うことの出来る身元保証人を1名必要とする。
- 第15条 院生保証金として5万円を必要とする(入段時には返金、退会時は償却)。
- 第16条 院生採用についての試験料は院生研修料と同額とする。

## (院生の研修・院生手合)

- 第17条 院生は院生師範の指導のもとに毎週土曜日10時、日曜日10時から囲碁の研修を行う。  
上記研修は院生手合を含み、院生手合は1日2局を上限とする。祝祭日・災害・交通途絶その他理由により院生手合が開催できなかった日がある場合においても、追加対局等を行うことは出来ない。
- 第18条 院生の級位の範囲は男子初段格から10級、女子3級から10級に定める。
- 第19条 昇級規定はAクラス(4級以上)12勝4敗、Bクラスを9勝3敗とし、降級規定はAクラス4勝12敗、Bクラス3勝9敗とする。
- 第20条 対局の組合せが決まってからの変更は不可とし、休場は不戦敗とする。ただし、特殊な事情がある場合は院生師範が協議し、不戦敗を取り消すことも出来る。
- 第21条 1か月以上の長期の休場については保護者が休場届けを書面にて師範に提出するものとする。その際の月謝免除については総務担当理事が判断する。
- 第22条 10級で降級した場合は院生に籍を置いたままで高等部での研修を行う。  
高等部に通わない場合は院生を退会と同じ扱いとする。
- 第23条 院生が関西棋院棋士に採用される成績を満たした時点で院生の研修を終了したものとする。

(退会)

第24条 院生を退会する時は希望する退会日の1か月前までに退会届を院生師範に提出するものとする。但し、その期間が入段に関わる場合はその旨としない。

第25条 院生は男子18歳の誕生日、女子20歳の誕生日をもって院生資格を失うものとする。  
(入段の可能性が無くなった時点で院生手合いの参加は終了とする)

(院生の除籍)

第26条 審査会は院生師範の報告を受けて院生としての適性を欠く行為及びふさわしくない行為があった者を休場勧告及び除籍する事が出来る。

(研修料)

第27条 院生は月額2万円及びこれに付随する消費税を毎月はじめに納入するものとする。

(入 段)

第28条 院生手合において男子は初段格で12勝4敗以上、女子は3級で12勝4敗以上の成績を収めれば院生師範の申請により審査会の議を経て適否を決定する(最大2か月以内)。

第29条 院生師範の判断により年1回入段リーグ戦を特別行うこともある。但し、審査会の事前承認を得るものとする。

(改 訂)

第30条 この規定変更は常務理事会の承認後、変更可能とする。

第31条 この規定は2年ごとに見直しを考慮する。但し、変更がなければ継続するものとする。

(定めなき事項)

第32条 この規定に定めなき事項は審査会の議を経て決定するものとする。

(付則1)

外国籍院生の採用

1. 院生師範による棋力審査の上、院生手合8局の成績(打ち分け以上)に合格した者。  
志願者の国籍が囲碁先進国(中国・韓国・台湾)の場合男子13歳未満、女子14歳未満、その他の国の場合は男子15歳未満、女子16歳未満で共に棋力10級以上を有するものに限る。
2. 研修期間は3年間とし、期限終了の1か月前に院生師範、総務担当理事と面談の上、延長の有無を決める。
3. 志願者は関西棋院の諸規定及び命令を遵守する事を誓約し、身元保証人及び身元引受人は身上に関する一切の責任を負うことを関西棋院に誓約し保証すること。
4. 身元保証人及び身元引受人は下記のことを遵守すること。
  - ・本人の滞在費 ・本人の旅費 ・本人滞在中は日本国法令を遵守させること。
  - ・入国目的以外の活動を行わないこと。
5. 志願時に志願者はパスポート、入国時に使用したビザのコピーを提出すること。  
但し、ビザなし入国が認められている者についてはパスポートのコピーのみの提出とする。  
身元保証人は誓約書を提出すること。
6. 上記の条件が確認できたとき、常務理事会で審査する。

(付則5)

平成18年10月24日改正	同日施行
平成21年 1月 1日改正	同日施行
平成23年12月 2日改訂	同日施行
平成25年 1月15日改正	同日施行
平成25年 7月 9日改訂	同日施行
平成25年 7月24日改訂	同日施行
平成25年12月 2日改訂	同日施行

平成26年	2月18日改訂	同日施行
平成26年	8月27日改訂	同日施行
平成26年	10月28日改訂	同日施行
平成26年	11月11日改訂	同日施行
平成27年	5月19日改訂	同日施行
平成28年	3月29日改訂	同日施行
平成28年	7月12日改訂	同日施行
平成28年	11月8日改訂	同日施行
平成29年	2月28日改訂	同日施行
平成30年	1月1日改訂	同日施行
令和元年	9月24日改訂	同日施行
令和3年	10月26日改正	同日施行
令和5年	4月12日改正	同日施行